



長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関

長野県公文書管理規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和5年9月21日から施行します。

令和5年9月19日

長野県知事 阿部守一

別表第3の1の企画振興部の項中 「交通政策局松本空港課
国際交流課G7外務大臣会合準備室」 「空港
国際G」を

「交通政策局松本空港課」 「空港」に改める。

情報公開・法務課